

# 令和8年度さいたま市テレビ広報番組等制作・放映

## (代理) 業務 要求水準書

### 1 業務名

令和8年度さいたま市テレビ広報番組等制作・放映 (代理) 業務

### 2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

### 4 予算の上限額

30,002,500円（消費税及び地方消費税額を含む。）

### 5 業務目的及び方針

テレビ広報番組の制作は、市が行う施策や事業、イベント情報や本市を取り巻くさまざまな魅力をより多くの人に発信し、さいたま市に興味を持ってもらい、また共感してもらうことを目的とする。

そのため、「行政のテレビ広報番組」という言葉のもつイメージから離れた自由な発想のもと、企画・演出・美術等の工夫を随所に行い、視聴する市民等にとって親しみのある、また楽しくわかりやすい番組作りを基本とする。なお、男女問わず幅広い年齢層を視聴対象とするが、番組構成におけるターゲットの設定は、40代女性とする。

### 6 業務内容及び周期

番組等の詳細は、次に定める。

#### (1) テレビ広報番組「のびのびシティさいたま市」制作業務

##### ア 番組構成等

###### (ア) 内容

市の施策や事業、イベントなどの行政情報のほか、地域資源の紹介、市内で話題となっているタウン情報などのうち、映像による広報が効果的であると考えられる情報を扱うこととする。年間制作本数のうち1本は番組の一部にさいたま市長の出演を含む内容とする。

###### (イ) 形式

番組の形式は特段定めないが、視聴者が見飽きないための企画・演出・美術等の工夫を随所に行うこと。なお、各回の構成については委託者と受託者双方で協議して決定する。

###### (ウ) 年間制作本数

20本（月2本）※7月・3月は月1本とし、4月を除く。

###### (エ) 放送時間

15分以上

###### (オ) 出演者

上記5 業務目的及び方針に合うような、明るく健康的なキャラクターで、リポートを行える著名なプロの方又はそれに準じた方とし、委託者と受託者双方で協議して決定することとする。また、番組構成及び演出上、人員の追加の必要が生じた時は、委託者と受託者双方で協議して決定することとする。

(カ) 画面サイズ

ワイド（アスペクト比=16:9）

(キ) オーブニング

CGを使用するなどし、本編が楽しそうであると想起されるオリジナル映像とする。

(ク) 手話通訳及び字幕スーパー

聴覚障害のある方への情報バリアフリー化を図るため、画面右下に手話通訳ワイプを入れる。手話通訳者は、委託者がさいたま市社会福祉協議会に派遣を依頼する。また、字幕スーパーを多用し、内容の一層の理解促進を図ることとする。なお、字幕スーパーに使用するフォントは、ユニバーサルフォントを基本とする。

(ケ) ロケ

ロケ日は、委託者と受託者双方で協議して決定する。また、原則として市内での撮影とし、番組の構成上必要であれば、市外での撮影も可能とする。

(コ) ロケ収録及びロケ場所の調査に要する日数

1本につき標準3日以内とし、延べ最大60日以内（1日8時間）とする。なお、番組出演者の出演によるロケ収録は、それぞれ原則1日とする。

(サ) 著作権等

放送終了後、番組を市イベント会場での放映及び委託者が運用するSNS、YouTubeなどで一定期間（放映日が属する年度の翌々年度末まで）映像を配信するため、番組で使用するBGM等については、著作権を侵害しない、又は著作権を侵害する恐れのないものを使用する、若しくは受託者の責任において著作権に関する問題が発生しないよう処理すること。

(シ) 不測事態への対応（不祥事対応等を含む）

出演者が反社会的行為もしくは犯罪その他の法令違反を行った場合、スキャンダル報道等、出演者のイメージを毀損する事象が発生した場合、委託者のイメージ・信用を失墜させる又はそのおそれのある行為を行った場合、その他出演者が何らかの理由で急遽番組に出演できなくなった場合、受託者は、直ちに委託者に通知するものとする。この場合において、受託者は、委託者と協議の上、速やかに代役を探して出演者の変更をし、すでに収録済かつ放送されていない回については、番組の差し替えやテロップ対応等をするものとする。なお、これらの作業に係る費用はすべて

受託者負担とする。

#### イ 番組制作の周期

内容	期限	備考
当初構成案の提出	撮影日の40日前	5月分の放送は、契約締結後に調整を行う。
最終構成案の提出	撮影日の20日前	5月分の放送は、契約締結後に調整を行う。
当初台本・ロケスケジュールの提出	撮影日の10日前	土・日曜日、祝日を除いた換算とする。
最終台本・ロケスケジュールの提出	撮影日の3日前	土・日曜日、祝日を除いた換算とする。
ロケ・撮影	放送日の25日前	
プレビュー	放送3週前の水曜日	DVD 1枚を広報課に納品し、チェックを受ける。 修正の必要がある場合には速やかに修正し、再度チェックを受ける。
手話通訳用台本・DVDの送付	放送3週前の水曜日	プレビューと同時に手話通訳用台本（番組内のセリフやナレーションを文字起こししたもの）とDVDを市社会福祉協議会（浦和区常盤）へ送付する。
ナレーション	放送2週前の水曜日	祝・休日の場合は協議する。
手話収録日	放送2週前の金曜日	祝・休日の場合は協議する。収録場所はさいたま市内で受託者が指定する場所とする。
放送局及び広報課への納品	放送前週の月曜日	放送局へのマスター納品については、放送局の指示に従うこととする。

#### ウ 履行にあたっての条件及び留意事項

##### (ア) 納品

- a 放送局へのマスターの納品までに、委託者が市公式ホームページで番組を紹介するためのJPEG形式の画像データ、市公式SNSで使用する本編の内容が理解できる概要版の映像データ（時間は15秒以上2分以内とする）、市公式YouTubeで配信する際のサムネイル画像データをCD-R又はDVD-R 1枚で広報課に納品する。
- b 手話収録を終えた後に、放送局が指定する日にマスターを放送局に納品する。
- c 放送局へのマスターの納品と同日に、DVD-R 2枚（いずれもオートラップ付き、内1枚はMP4形式とし、放送データ（手話あり）と放送データからオープニングをカットしたデータ（手話あり）の2つを格納すること。また、全てのディスク本体及びディスクケースの側面にラベルを

つける）を、広報課へ納品する。

- d 最後の放送分を納品した後、年間放送分をDVD-R 3枚にまとめて広報課へ納品する。

(イ) 著作権

成果物に対する一切の著作権は、委託者に帰属する。

(ウ) 責任者及び組織体制

- a 業務を適正に履行するため、日本語を解する統括責任者、制作責任者及び演出責任者（以下「ディレクター」という。）を2人以上選任し、本業務を実施するための組織体制図を委託者に提出すること。なお、業務に支障のない範囲で、それぞれの役職を兼務することも可とする。
- b 統括責任者、制作責任者及びディレクターは、本業務の実施にあたり、業務内容を十分把握し、業務向上に努めるとともに委託者と連絡の取れる体制をとること。
- c ディレクターは、取材先の調整を行うこと、及び各回の収録前に、出演者及び出演協力者、撮影スタッフ等に、収録テーマを十分理解させる場を設けることとし、また撮影中においても適宜趣旨説明を行うこと。

(エ) 服務規律

- a 現場ロケを行う場合は身分証明書を携帯し、広報課が貸与する腕章やビブスを着用すること。
- b 業務に従事する者は、業務内容を十分に認識し、市民等には礼儀正しく親切丁寧に接すること。
- c 業務に従事する者は、勤務中の飲酒、所定の場所以外での喫煙、その他職務遂行を怠るような行動をとってはならない。
- d 収録場所への移動の際の自動車の運転については十分注意し、駐車場所についても十分な配慮を行うこと。
- e 公道などで収録を行う場合は、管轄する機関への許可を得るものとし、収録日当日は証明書を携帯すること。

(オ) その他

事故等万一に備え、必ず傷害保険等に加入すること。なお、保険は収録時に第三者へ損害を加えた場合や出演者（出演協力者）が傷害を負った場合、などに対応できるものとする。

(2) 番組放映（代理）業務（のびのびシティさいたま市）

ア 放送局

テレビ埼玉（デジタル3チャンネル）

イ 放送時間帯・回数

土、日曜日の9時～21時の時間帯で、委託者と受託者双方で協議して決定し、年間を通して確保することとする。なお、放送周期は、1か月を前半と後半に分け、それぞれで本編1回・再放送1回とする。

放送回数は、再放送を含め40回（月4回）とする。ただし、7月・3月は前半のみの放送（再放送含め2回）とし、4月を除く。

ウ 放送時間の変更等

放送局の都合などにより放送日時が変更される場合は、受託者は委託者に速やかに報告することとする。この場合、受託者は変更の告知などを可能な限り行うこととする。

エ 納品

放送用マスターについては、事前に放送局と連絡を密に取り、遗漏なく放送局への納入に備えることとする。

オ 視聴率調査

テレビ埼玉の視聴率調査の結果を年2回提出すること。

カ 番組宣伝等

「のびのびシティさいたま市」の認知率向上及びYouTubeの動画再生回数増加のために、次の番組宣伝を行うこと。

（ア） 様々な媒体を用いた効果的な番組宣伝

テレビ・ラジオCM・インターネット・動画・ノベルティグッズなど、幅広い媒体を使い積極的かつ効果的な番組宣伝を行うこと。

（イ） 出演者によるサイン

出演協力者等から、出演者のサインを求められたときは、番組宣伝のため積極的に応じること。その際は、テレビ広報番組として応じることとし、番組名及び出演者全員の氏名を表記することとする。

（ウ） 委託者が行うテレビ広報番組の告知活動への協力

市報さいたま・市ホームページ・市公式SNSへの掲載、CityFMさいたまで放送している「のびのびシティさいたま市」への出演、テレビ埼玉で放送している「さいたま市インフォメーション」への出演に、積極的に協力すること。また、出演者のSNSでの発信による番組宣伝を行うこと。

（エ） サムネイルの作成

視聴者の目を引くYouTube動画のサムネイルを作成すること。納品方法などは、委託者と協議の上決定する。

キ 映像データの提供

委託者がSNS等で活用するため、本編の内容が理解できる概要版の映像データ（時間は15秒以上2分以内とする）を双方協議の上、委託者へ納品すること。

ク 番組に関する効果測定

番組に対する視聴者の要望や反応などを把握し質の向上につながるように効果測定を行うこと。

ケ その他

業務の実施にあたっては、支障のないよう統括責任者と放送局で調整すること。

## 7 完了報告

業務完了報告書及び放送確認書を併せて委託者に提出し、業務の完了検査を受けることとする。この際、受託者は、毎月当該月放送分をDVDで本業務の成果物として、委託者に納品すること。

## 8 一般事項

- (1) 受託者は契約締結後、業務の責任者及び組織体制を委託者に提出する。
- (2) 受託者は、各業務に必要な消耗品等を負担する。
- (3) 受託者は、業務上知り得た委託者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
- (5) 受託者は、業務上知り得た個人情報の取り扱いについては十分注意すること。
- (6) 受託者は、上記（1）から（5）までの他、次の業務を行う。
  - ア 業務上必要な他の委託業者や施設関係者との連絡調整
  - イ 業務履行確認検査の立会い及びその準備
- (7) 受託者は、上記（1）から（6）の他、委託者の依頼に基づく業務については協議による。
- (8) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。
- (9) 仕様書については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。

## 9 その他

本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義の生じた場合には、委託者と受託者で協議し、取り決めるものとする。